

別 紙

(仮称) 門前穴水風力発電事業計画段階環境配慮書に係る環境保全上の意見

1 全般的な事項

- (1) 本市を含む能登地域は、その土地の環境を生かした伝統的な農業・農法や生物多様性が守られた土地利用、農村文化や農業景観などが一体となって維持保全が図られてきたことにより、自然と調和した農林水産業と人の営みが育んだ「能登の里山里海」として世界農業遺産に認定されている。このような地域特性を大切に次世代へと伝えていく必要があることを十分に踏まえ、観光を含む地域資源の保全に最大限配慮すること。
- (2) 各環境要素における調査・予測の手法及び評価の指標については、周辺の自然環境や生活環境、土地利用の状況等を十分に踏まえ、必要に応じて専門家から助言を得るなどして適切に設定するとともに、その設定根拠について詳細に示すこと。
- (3) 事業を実施するにあたっては、事業実施想定区域周辺の住民や地権者、農業及び林業従事者等の事業を営む者等（以下「周辺住民等」という。）の理解が必要であり、十分にコミュニケーションを図ること。また、事業計画や環境影響の程度について、新型コロナウイルス感染症対策に留意し、地域の要望に応じた説明会やその他の手法により、誠意をもって丁寧に、分かりやすい表現を用いて積極的に情報提供を行うとともに、しっかりと意見聴取を行うこと。
- (4) 事業実施想定区域の一部が、他の風力発電事業計画と重複しており、また、周辺地域においては、他事業者による複数の風力発電事業が計画されていることから、事業者間で事業計画等の共有・調整を図り、複合的な環境影響についても適切に調査・予測及び評価を行うこと。

2 個別の事項

(1) 大気質

工事及び工事関係車両の走行等に伴う粉じん、窒素酸化物等による環境への影響が懸念されることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、資機材の運搬経路も含め、周辺住民等への影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 騒音・超低周波音、振動

ア 事業実施想定区域周辺には、住宅等が多数存在し、風力発電施設の稼働に伴って発生する騒音や超低周波音による環境への影響が懸念される。現状においては、住宅からの離隔を最短で約 0.5 km としているが、事業実施区域の設定にあたっては、環境への影響の程度について適切な方法により調査・予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は十分に低減ができない場合は、事業実施区域の見直しや絞り込みを行い、可能な限り風力発電施設と住宅等との離隔を確保すること。また、環境への影響を回避

又は十分に低減できるとして事業実施区域を設定する場合は、その設定根拠について詳細かつ一般に分かりやすく示すこと。

イ 工事及び工事関係車両の走行等に伴う騒音、振動による環境への影響が懸念されることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、周辺住民等への影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 水

事業実施想定区域には、八ヶ川の集水域の一部が含まれており、上水道の水源でもあることから事業実施に伴う土地の改変等による環境への影響について、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、地下水や湧水の水涸れ、土砂の流出等による河川の濁りが発生することがないよう適切な環境保全措置を検討し、漁業資源を含め、水資源に影響を及ぼすことがないようにすること。

(4) 地形地質

ア 事業実施想定区域には、崩壊土砂流出危険地区が広範囲にわたって存在しており、また、事業実施区域の一部には、砂防指定地や地すべり防止区域が存在するため、事業実施に伴う土地の改変により、土砂災害を誘発することがないよう適切な方法により調査・予測及び評価を行うこと。

イ 森林の伐採や土地の改変は、最小限にとどめ、水源の涵養や土砂災害の防止など森林の有する公益的機能の低下につながらないよう十分配慮すること。また、河川や溪流等に土砂が流出して林地及び農用地の生産活動に影響を及ぼすことがないよう環境保全策を検討すること。なお、事業実施想定区域には農業振興地域の農用地区域に指定されている農地が存在するため、本市の関係部局と十分に協議を行うこと。

(5) 動植物・生態系

動植物・生態系への影響については、野鳥の渡りルートや猛禽類の生息分布など事業実施想定区域周辺にも及ぶ可能性があることなどを踏まえ、専門家から助言を得るなどして、十分な範囲、期間において調査・予測及び評価を行うこと。

(6) 風力発電施設の影

事業実施想定区域周辺には、住宅等が多数存在し、風力発電施設の影による環境への影響が懸念されることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、住宅や農地等への影響を回避又は十分に低減すること。

(7) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域に近接して、八ヶ川ダムが位置しており、その周辺は、豊かな自然景観に恵まれていることから、八翠湖の風景を眺める憩いの場となっている。この

ような場所から視認できる位置に巨大な風力発電施設が設置されると、圧迫感や威圧感により、景観等に大きな影響があると考えられることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、景観等への影響を回避すること。なお、景観等への影響予測については、フォトモンタージュ法により、色調、明度、解像度や大きさなどについて実際の視覚的印象を適切に反映させることにより、一般に分かりやすく示すこと。また、フォトモンタージュの作成地点や眺望点の選定は、単に他の文献等に示される地点の選定を行うだけでなく、本市の関係部局と協議を行うとともに、周辺住民等の意見を聴くなどして、生活に慣れ親しんでいる地点についても選定の対象として検討すること。

(8) 文化財

事業実施想定区域内には、現段階で周知の埋蔵文化財は確認されていないが、事業実施想定区域及びその周辺について、工事関係車両等の走行や土地の改変を行う可能性のある箇所については、事前に本市教育委員会と協議を行うこととし、埋蔵文化財包蔵地及びその可能性がある地点においては、埋蔵文化財への影響の有無について慎重な調査を実施すること。また、調査により埋蔵文化財に影響があると確認された地点については、文化財保護法に基づき記録を保存するための詳細な発掘調査等を行うこと。

(9) その他

事業実施期間中における施設の維持管理や緊急時の対応はもちろんのこと、耐用年数経過後についても適正な対応が行われなければ、自然環境に大きな影響を与える可能性があることから、緊急時における管理体制や撤去に係る計画等を明確にすること。

以上